

## 千葉県多文化共生推進プラン策定懇談会（第1回）の開催結果概要

- 1 日 時 令和元年9月3日（火）10:00～12:00
- 2 場 所 プラザ菜の花会議室 榎
- 3 出席委員 岩林委員、岡村委員、佐藤委員、嶋野委員、豊島委員、新倉委員、東端委員、山浦委員、吉野委員

### 議題1 外国人県民に関する動向と課題について

事務局から「外国人県民に関する動向と課題」整理（案）を説明した後、各委員から把握している外国人住民に関する最近の動向や課題等について説明を頂き、意見交換を行った。各委員から出された課題認識の主なものは以下のとおり。

#### <地域での共生について>

- ・外国人と日本人との相互理解を図るためのコミュニケーションの場が不足しており、支援の取組を行っても関心のある人しか出てこない。
- ・国際交流イベントを開催しても、参加者が国ごとにまとまってしまい、横のつながりができない。
- ・日本人の側に、外国人との相互理解及び共生に向けたマインドが備わっていない。

#### <コミュニケーション支援について>

- ・医療分野や離婚調停等では、ボランティア通訳では対応できず、専門通訳が必要。
- ・総合相談窓口を整備しても、案内先の関係機関で外国語対応していないことがある。
- ・外国人の定住化が進んで相談内容が複雑化、生活に密着した内容になってきている。
- ・相談員や日本語指導スタッフ、コミュニティ通訳や専門通訳など、様々な支援人材の育成を進めていく必要がある。

#### <日本語教育について>

- ・日本語教育スタッフの高齢化が進み、後継スタッフの充実が課題となっている。
- ・外国人労働者への日本語教育は事業者が行うべきものであるが、技能実習生などの外国人労働者が地域の日本語教室で多数受講しており、ボランティアベースで教えているスタッフの大きな負担になっている。
- ・日本語教育を必要とする外国人に対し支援が適切に行われているか、実態の把握ができていない。

- ・個々の日本人が、やさしい日本語で外国人に意思を伝えるスキルを持っていない。

### <学校教育について>

- ・日本語能力が低いために学校での授業についていけない。また、文化的背景により、親の教育への関心が低い場合がある。
- ・学習指導要領の総則には日本語指導についての記載があるが、多くの学校では、教育課程の中に外国人児童生徒向けの日本語指導が計画されていない。日本語指導のモデルプランもないため、どのように取り組めばよいかわからない。
- ・学校数に比べ日本語指導専門教員の配置数が非常に少なく、専門的な指導能力も乏しい。
- ・県による日本語指導専任指導主事の配置や日本語指導拠点校の設置、日本語指導者養成研修等の協力体制が必要となっている。
- ・外国人児童生徒がもつ母国のアイデンティティの尊重よりも、日本への同化を求められる傾向がある。
- ・外国人生徒にとって高校への進学・卒業が難しく、社会へ出てから不利な状況となっている。

### <医療について>

- ・日本語能力が低いために、診察時に医師との意思疎通がうまくできず、日常会話の能力があっても書類を読むのは難しく、投薬の指示内容やインフォームドコンセントの説明が理解できない。
- ・医療に関する文化・習慣が国によって大きく異なっているために、言語が通じてても医療サービスを適切に受けられない。(例えば、予防接種の必要性や分娩方法等)
- ・外国人患者向けの支援サービスのある医療機関が分からない。
- ・女性の場合、文化的要因から男性医師による診察を受けられないことがある。

### <災害対策について>

- ・防災訓練等に参加する外国人が少なく、防災知識の普及がなかなか進まないうえ、災害時の外国人支援を行う上での課題が見えてこない。

### <その他>

- ・市町村と国、県との連携体制づくりができていない。

## 議題2 プランにおける施策の方向について

事務局から、本プランの目標設定と、施策分野及び各分野について考えられる主な取組について説明した後、それぞれについて意見交換を行った。各委員から出された意見・提案の主なものは以下のとおり。

### <外国人県民に関する動向と課題について>

- ・課題の記述は課題と取組、方向性が一体となっているため、課題部分をもっと丁寧に組み立て、これを踏まえて今後の取組を具体化していく方がよい。
- ・日本国籍であっても本プランによる支援が必要な人もいるため、単純に「外国人」とするのではなく、こうした人も含めた表現にしてほしい。

### <本プランにおける目標設定について>

- ・日本人が外国人に対して開かれた姿勢を示すことが大事である。
- ・本プランが目指すものについて、千葉県としての個性をクリアに示すべき。

### <多文化共生施策の体系・展開について>

#### ○全般

- ・各施策に関する課題及び取組について、プライオリティ付けを明確にした方がよい。
- ・可能であれば、取組の順序を示した方がよい。
- ・取組の中に自動翻訳など、ITの活用を盛り込んでほしい。
- ・単に「外国人」としてまとめず、技能実習生や留学生など、職種やグループに応じて必要な支援を書いてほしい。
- ・相談員や日本語指導人材、コミュニティ通訳、専門通訳等の人材育成を進めていく必要がある。

#### ○施策分野別

##### (多文化共生意識の醸成)

- ・共生の難しさも踏まえながら、県民の中に共生のマインドをどのように育てていくのかを打ち出してほしい。

##### (外国人の活躍の場づくり)

- ・地域トラブルを防ぐためにも、外国人住民と地域との繋がりづくりを支援する必要がある。

#### **(住宅・医療・保健・福祉の充実)**

- ・医療など、分野により専門性のレベルが高い通訳対応が求められることを記述してほしい。
- ・医療通訳については協会での専門人材の育成は難しいため、県で何らかの制度を検討してほしい。

#### **(子どもの教育環境の整備)**

- ・日本語指導のモデルプランを県教委が作成し、県下に周知してほしい。
- ・外国人児童の教育拠点校を設置してほしい。
- ・県教委で日本語指導主事を配置し、予算確保や日本語指導者の養成等により様々な課題に対応してほしい。
- ・新しい高校入試制度の導入に際し、外国人生徒もきちんと入学・卒業できるような仕組みを作ってほしい。
- ・外国人児童生徒に対し、母国のアイデンティティも認めていくべき。

#### **(外国人のコミュニケーション支援)**

- ・外国人労働者への日本語教育については、国がしっかりとフォローすべき。
- ・外国人がまず日本語能力を身に着けることが重要であり、地域の日本語教室に参加してもらう必要がある。

#### **(防災・防犯、交通安全対策の推進)**

- ・防災訓練に参加する外国人住民が広がるような取組を行ってほしい。